

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則等  
の改正に関するパブリックコメントの募集結果について

平成20年9月28日

<問い合わせ先>

自動車交通局安全政策課

(内線 41623)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成21年8月13日から平成21年9月11日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せ頂いたご意見については、取りまとめの便宜上、集約させていただきまし  
た。また、ご意見については、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力い  
ただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※自動車事故報告規則の改正に関しましては、後日公表いたします。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
I. 運転者に対する指導監督の記録・保存	
(1) 運転者に対して指導監督を実施した際の記載事項を明確にして頂きたい。	記載事項については、運転者に対し指導監督を実施した日時、場所、内容、指導監督を行った者、受けた者としています。
(2) 保存期間を1年として頂きたい。	運転者に対する指導監督については、年度を超えて、各事業者において継続的かつ計画的に指導監督が実施される必要があることから、保存期間は3年間としています。
(3) 日常の点呼時に実施した運転者に対する指導監督を、点呼記録簿に記載・保存することにより対応したことにして頂きたい。	今回、新たに必要となる記録の保存は、日常の点呼とは別に、各事業者において年度を超えて継続的かつ計画的に指導監督を実施していただくことを目的としています。したがって、点呼時記録簿とは別に記録、保存することが必要となります。
(4) 記録の保存について、電子媒体による保存も認めて頂きたい。	文書を保存することによる負担軽減の観点からも、記録は紙面に限らず、電子的保存も認められます。

<p>Ⅱ. 新たに雇い入れた運転者の事故歴の把握</p>	
<p>(1) 新たに雇い入れた運転者の事故歴の把握は、雇用契約に重大な影響を与えることになるのではないか。</p>	<p>今回の改正は、事業者が新たに雇い入れた運転者の過去の事故歴を把握し、当該運転者が事故惹起運転者に該当するにもかかわらず、必要となる特別な指導の実施や適性診断を受診していないことがないようにすることを目的とするものです。</p>
<p>(2) 事故惹起運転者に対する必要な指導及び適性診断の範囲は、現行の事故惹起運転者に対する特別な指導及び適性診断に限るべき。</p>	<p>今回の改正は、事業者が新たに雇い入れた運転者の過去の事故歴を把握し、当該運転者が事故惹起運転者に該当するにもかかわらず、必要となる特別な指導の実施や適性診断を受診していないことがないようにすることを目的とするものであり、現行のとおり、事故惹起運転者に対する特別な指導の実施及び適性診断の受診を確実に実施するためのものです。</p>